東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１９年１１月１２日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	廃棄物処理建屋地階２号機連絡廃液処理配管の鉛カバーに外れが認められたため、当該部を修理	D	
2	１号機	廃棄物処理建屋地階床ドレンサンプ（Ａ）の近傍に不要計装配管が放置されているため、片付け	D	
3	１号機	屋外硫酸・苛性ソーダタンク防液堤階段に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理	D	
4	１号機	中央操作室換気空調機用冷凍機（Ａ）に起動不良が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
5	１号機	原子炉建屋換気空調系冷却コイル冷却水ブロー操作時にベントおよびドレン配管（各１箇所）に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	２号機	主タービン第１・２軸受軸振動記録計にヒューズ切れが認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	２号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（Ａ）室天井に雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	２号機	残留熱除去海水系（Ｂ）供給配管ドレン弁の下流側閉止フランジ部よりリーク（鉛筆芯２本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	２号機	残留熱除去海水系（Ｂ）供給配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁点検・修理	C	
10	３号機	格納容器雰囲気モニタ系圧力抑制室配管加熱温度指示スイッチ点検において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度指示スイッチを交換	D	
11	３号機	中央操作室ほう酸水注入系操作スイッチの施錠鍵挿入時に動作不良（動きにくい）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
12	３号機	プロセス計算機アラームタイパに制御棒位置の打出し不良（９体）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
13	３号機	廃棄物処理系機器ドレンスラッジサージタンク洗浄弁にシートパスが認められたため、当該弁点検・修理	D	
14	３号機	原子炉再循環系ＭＧセット（Ｂ）再循環ポンプトリップ用しゃ断器端子台の端子ネジ山に不良が認められたため、当該部を修理	D	
15	４号機	原子炉格納容器床ドレンサンプ流量積算計に積算不良およびタイパ打出し不良が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	４号機	原子炉自動減圧系（Ｂ）ボンベ圧力検出器配管ユニオン部より微量の窒素ガスリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	４号機	所内ボイラ給水ポンプ（Ｃ）点検において、軸受メタル及びベアリングブッシュに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
18	５号機	活性炭ホールドアップ塔室換気空調機用冷凍機に自動起動・停止（５秒間隔で周期的）が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
19	５号機	タービン建屋床ドレンサンプピットレベル低警報の発生が認められたため、当該サンプのレベルスイッチを点検・修理	D	
20	６号機	第三主蒸気隔離弁（Ｄ）弁駆動部点検において、接点台に亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
21	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備使用済樹脂一時受タンク戻り配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
22	集中環境施設	高温焼却炉設備計器盤内電源ユニットに動作不良が認められたため、当該ユニットを点検・修理	D	
23	集中環境施設	洗濯廃液系収集ポンプ（Ｃ）用モータコントロールセンタ遮断器の操作ハンドルに動作不良が認められたため、当該遮断器を点検・修理	D	
24	集中環境施設	洗浄水供給系洗浄水供給ポンプ（Ａ）より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系操作室給気ファン（Ｂ）電動機軸受部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	集中環境施設	固化系排気（Ａ系）放射線モニタろ紙送り表示装置のカウンタ不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで